

住民票の除票の写しの交付が 法令化されました

住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票の写しの交付が法令化され、住民票の除票を請求できる人の取り扱いが変わりました。

住民票の除票の写しを請求できる人＝原則本人のみ請求できます（15歳未満の者の法定代理人または成年後見人を含む）

※代理人が請求する場合は、本人からの委任状が必要です。

利害関係人からの請求＝請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁へ提出する必要がある場合などには、委任状がなくても請求することができます

※除票になったときに同一世帯であっても、請求者自身が利害関係人でなければ請求できません。

※本人と請求者が親族関係でなく委任状がない場合は、請求者自身が利害関係人であることの疎明資料も必要です。

亡くなった人の住民票の除票の写しを請求できる人＝請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁へ提出する必要がある場合

※亡くなられたときに同一世帯であっても、請求者自身が利害関係人でなければ請求できません。

※亡くなった人の住民票の除票に、個人番号の記載はできません。

問合せ＝市民課（内線312）

児童扶養手当の手当額 改定のお知らせ（4月分から）

令和2年4月分の手当から手当額が以下のとおりに改定されました。また、令和2年5月支給予定分（3月分・4月分）は3月分が改定前手当月額、4月分は改定後手当月額となります。

児童扶養手当の手当額（月額）＝

＜全部支給＞ 43,160円

＜一部支給＞ 43,150円～ 10,180円

・2人目加算額

＜全部支給＞ 10,190円

＜一部支給＞ 10,180円～ 5,100円

・3人目以降加算額

＜全部支給＞ 6,110円

＜一部支給＞ 6,100円～ 3,060円

問合せ＝こども福祉課（内線522）

令和2年度「学生納付特例制度」の 申請受付がはじまります！

～4月から受付を開始。申請はお早めに！～

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務づけられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の人には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生＝大学（大学院）・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

承認期間＝令和2年4月～令和3年3月まで

～申請は毎年必要です！～

申請＝年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください。市役所での手続きは必要ありません。

※ハガキが送られてこなかった人は、年金手帳・印鑑・学生証（写しでも可）を持参して、市役所 国民年金係窓口へ。家族の人でも手続きはできます。

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

～就職したら追納しましょう～

納付猶予は、納付したときに比べ年金額が少なくなります。10年以内であれば後から納付（追納）することができます。将来の年金額を増やすためにも、おすすめします。（保険料の追納には、申込書の提出が必要です）

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1371）

（保険年金課）

特別児童扶養手当の手当額 改定のお知らせ（4月分から）

令和2年4月分の手当（令和2年8月支給予定分）から、手当額が以下のとおりに改定されました。

特別児童扶養手当の手当額（月額）＝

＜1級＞ 52,500円 ＜2級＞ 34,970円

問合せ＝こども福祉課（内線522）